

10. 下関市交通バリアフリー基本構想の実現に向けて

基本構想を実効性のあるものとするためには、基本構想策定後に事業の着実な実施を推進することが重要です。本市においては、基本構想に基づく事業実施に向け、特定事業を実施する各事業者に加え、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図って重点的かつ効果的なバリアフリー化を推進していきます。

また、三者が連携し、基本構想を総合的に推進していくために、「交通バリアフリー推進協議会（仮称）」を設置し、基本構想策定後の進行管理に努めていきます。

事業者の役割

交通バリアフリーの事業主体である公共交通事業者、道路事業者、交通安全事業者は各々が自主的に可能な範囲内で基本構想に位置付けられた特定事業の実施に努めます。また、整備後も利用者の意見を反映して必要な改善に取り組みます。

市民の役割

市民一人一人が相手の立場に立って考えることができる「思いやりの心」を育み、日常生活において「やさしさ」を持って行動できるよう、バリアフリーについての理解を深め、困っている人には声をかけて積極的に手助けをするなど、だれもができる「心のバリアフリー」を積極的に実践していきます。

行政の役割

市民や事業者の自主的な取り組みを進めるために、市民への啓発、教育活動や事業者への支援を行うとともに、バリアフリーに関する情報提供を積極的に進めます。

「交通バリアフリー推進協議会（仮称）」の役割

基本構想策定後の事業スケジュールや事業計画等の確認など事業実施に係る進行管理、及び歩車道段差のあり方や視覚障害者誘導用ブロックのあり方などをはじめとする各事業のより良い具体的な解決策について継続的な協議を行います。